

## 一般会計等財務書類に係る注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価額が判明しているものについては取得価額、取得価額が不明なものは再調達価額を基礎とした価額で評価しています。ただし、昭和 59 年度以前に取得したものは取得価額不明なものとして取扱い、再調達価額を基礎として評価しています。なお、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価額 1 円として評価しています。

#### (2)有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 市場価格のある有価証券等

保有していないため記載を省略します。

##### ② 市場価格がない有価証券等

出資金については、出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

#### (3)有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定額法を採用しています。

##### ②無形固定資産

定額法を採用しています。

#### (4)引当金の計上基準及び算定方法

##### ①徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損の実績率等により回収不能と見込まれる額を計上しています。

##### ②賞与等引当金

職員に対する期末・勤勉手当及びそれに係る法定福利費に備えるため、当年度負担相当額を計上しています。

##### ③退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従って計上しています。

##### ④損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失保証債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従って計上しています。

#### (5)リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6)資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。ただし、所沢市下水道事業会計の一部に係る計数については、税抜方式により処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3. 重要な後発事象

該当ありません。

4. 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

|                |            |
|----------------|------------|
| 損失補償付債務残高      | 297,094 千円 |
| うち損失補償債務等負担見込額 | 4,630 千円   |

5. 追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理特別会計

所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理特別会計

所沢市下水道事業会計の一部

②出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③表示単位未満の金額について

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により処理しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

④地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------|----------|---------|--------|
| —      | —        | 1.6%    | 2.5%   |

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

690 千円

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 継続費通次繰越額 | 1,000 千円        |
| 繰越明許費    | 921,449 千円      |
| 事故繰越     | <u>2,758 千円</u> |
| 合計       | 925,207 千円      |

⑦過年度修正等に関する事項

試行版として作成した平成 27 年度の財務書類における長期未払金及び未払金の計上方法について、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表において、長期未払金が 7,141,666 千円、未払金が 3,715,200 千円、それぞれ減少し、純資産が 10,856,866 千円増加しています。

(2)貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

売却可能資産の範囲は、普通財産のうち活用が図られていない公共資産としています。

内訳 土地 1,696,581 千円

②基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

54,967,104 千円

④将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

|                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 標準財政規模                    | 58,635,298 千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 5,271,155 千円  |
| 将来負担額                     | 74,091,721 千円 |
| 充当可能基金額                   | 10,251,234 千円 |
| 特定財源見込額                   | 7,513,515 千円  |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額    | 54,967,104 千円 |

(3)純資産変動計算書に係る事項

①純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分は、本市が調達した資源を充当して形成した資産残高（減価償却累計額控除後）であり、余剰分（不足分）は、純資産の金額から固定資産等形成分を控除した金額を計上しております。

(4)資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 業務活動収支            | 5,171,653 千円         |
| 支払利息支出            | 518,602 千円           |
| 投資活動収支            | △8,279,575 千円        |
| 財政調整基金積立金支出       | 2,638,409 千円         |
| <u>財政調整基金取崩収入</u> | <u>△1,240,787 千円</u> |
| 基礎的財政収支           | △1,191,698 千円        |

②既存の決算情報との関連性

地方自治法第 233 条の規定に基づく決算情報との関連性

ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

③一時借入金について

一時借入金の借入れはありません。

なお、一時借入金の限度額は 5,000,000 千円です。

④重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額  
385,291 千円